

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督等)

第6 乙は、業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないなど個人情報の適正な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、業務従事者に対し、個人情報を取り扱う場合の遵守事項並びに法に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しなければならない。

(作業場所の制限等)

第7 乙は、業務において甲が指示又は承認した場所で個人情報を取り扱い、作業を行うものとし、それ以外の場所では作業をしてはならない。

2 前項の作業を行う場所（以下「作業場所」という。）が、甲の庁舎内の場合は、乙は、業務従事者に身分を示す証明書を携帯させるとともに、甲の執務時間内に業務を行わなければならない。ただし、執務時間外の業務について、甲の承諾を得たときはその時間内とする。

3 業務従事者は、甲の承諾があるときを除き、当該作業場所から情報を持ち出してはならない。

(資料等の運搬)

第8 乙は、業務従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示をしなければならない。

(複写・複製等の禁止)

第9 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、若しくは複製し、又は業務を行う場所に資料等の複写が可能な媒体を持ち込んで서는ならない。

(再委託の禁止等)

第10 乙は、業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合を除き、第三者にその取扱いを委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の規定により、業務の全部又は一部を再委託する場合には、この契約により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。このため、乙は、乙と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記するとともに、業務を行うために甲から引き渡された個人情報の安全管理が図られるよう、再委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査等)

第11 甲は、この契約による個人情報の安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(資料等の返還等)

第12 乙は、業務を行うために甲から引渡しを受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（甲の承諾を得て複写又は複製したものを含む。）をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りではない。

(事故発生時における報告等)

第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、若しくは発生するおそれのあることを知ったとき、又は、この契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この場合において、乙は、甲から立入調査の実施を求められたときは、これに応じなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、個人情報の漏えいその他個人情報の適正な管理の怠りにより、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。